

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年(2023年)12月25日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
中野学

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

(1) 危機管理室

- 防犯対策事業
- 災害対策管理事業
- 自主防災組織育成事業
- 防災訓練事業
- 国民保護計画事業
- 防災行政無線整備事業
- 常備消防事業
- 消火栓維持事業
- 消防広域化事業
- 非常備消防対策事業
- 消防庁舎管理事業

(2) 企画グループ

- 企画管理事業
- 行政評価推進事業
- 南河内広域行政共同処理
- ふるさと応援寄附金
- まちの活性化推進

(3) 大阪狭山市立南中学校

- 現金の取り扱い事務について
- 物品の管理に関する事務について

2 対象事務

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで（必要に応じて令和4年度を含む。）
に執行された財務及びその他に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市立南中学校及び大阪狭山市役所庁舎内において令和5年10月27日から令和5年11月27日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。